

## NHKチャイム音使用申請書

太枠内に記入

申請年月日 (西暦)	年 月 日 <b>(提出する日付を記入する。)</b>
遵守事項(チェックを入れる)	<input type="checkbox"/> 本申込書「7. 遵守事項」に同意のうえ申請します。

## 1. 申請者 (NHKチャイム音を使用する者)

機関名	<b>(当該チャイム音を使用しようとする機関の名称)</b>	<b>(公印押印欄)</b>  <b>印鑑は機関を示すものとする。</b>
代表者役職、名前		
住所	〒 <b>(当該チャイム音を使用しようとする機関の所在地)</b>	

## 2. 申請手続担当者 (申請の実務を行う者)

所属機関名	<b>(緊急地震速報利用者協議会からの問い合わせ等の窓口の担当者を記入する。)</b>
担当者フルネーム (ふりがな)	( )
電話番号	
e-mail アドレス	
住所 (申請者住所と異なる場合記入)	〒

## 3. 協議会から申請者へのNHKチャイム音CDの送付先

宛先(チェックを入れる)	<input type="checkbox"/> 「1. 申請者」宛 <input type="checkbox"/> 「2. 申請手続担当者」宛 <input type="checkbox"/> その他 宛名: 住所: 〒
--------------	--

## 4. NHKチャイム音を管理する責任者

責任者フルネーム (ふりがな)	( )
-----------------	-----

## 5. NHKチャイム音使用の態様 (施設が複数ある場合は、任意の書式で別表を添付すること)

使用目的(チェックを入れる)	<b>緊急地震速報の訓練用に使用等</b> <input type="checkbox"/> 申請者が自ら施設内で使用する <input type="checkbox"/> その他 説明( )
使用を希望するチャイム音およびCDの枚数	<input type="checkbox"/> 本番音 CD ( ) 枚 <input type="checkbox"/> 訓練音 CD ( ) 枚
使用する施設等の名前	<b>(使用する場所(例:〇〇学校内など))</b>
使用する施設等の住所	〒 <b>(使用する場所の住所)</b>
本番音の伝達方法	<b>(使用する形態(例:校内放送など))</b>

## 6. その他

請求書の宛先等	<b>(請求書の宛先を記入する。)</b> <b>(また、上記1~5 以外に必要な事項があれば記入する。)</b>
---------	--

## 7. 遵守事項

申請者は以下の条件に従うことを同意し、この申し込みを行う。

## (1) ガイドラインの遵守

① 申請者は緊急地震速報利用者協議会(以下、「協議会」という。)が定める「緊急地震速報利用者協議会を窓口とするNHKチャイム音の提供に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)を遵守する。

② 協議会がガイドラインを改定した場合、申請者は、改定されたガイドラインに従う。

## (2) 対価

申請者は協議会に対し、NHKチャイム音複製および送付の対価として、NHKチャイム音を録音したCD1枚につき金500円に消費税を加えた額を、協議会が使用を許諾した日が属する月の翌月末日までに支払う。

## (3) 免責

ガイドラインに規定する利用の範囲の内外を問わず、申請者がNHKチャイム音の使用によって第三者からいかなる責任追及を受けたときも、協議会はその責めを負わない。

(4) 通知・報告

- ① 申請者は住所、機関名その他重要な組織の変更が生じたときは、すみやかに協議会に対し通知しなければならない。
- ② 協議会は、申請者に対し、必要に応じ、申請者のNHKチャイム音使用状況について報告を求めることができ、申請者は、協議会から報告を求められたときから10日以内に報告しなければならない。

(5) 第三者による侵害

- ① 申請者は申請者によるガイドラインに規定する使用に起因して第三者がNHKチャイム音に対する著作権等の権利を侵害している事実を探知したときは、直ちに協議会に通知し、協議会の求めに応じて協力しなければならない。
- ② 前項の第三者による権利侵害につき申請者に帰責性があるときは、申請者の責任と費用をもって解決にあたる。

(6) 許諾の取り消し

- ① 協議会は申請者に対し、やむを得ない事由があるときは、1か月前に書面をもって通知することによって、許諾を取り消すことができる。
- ② 前項の許諾の取り消しによって申請者に直接的な損害が生じた場合、申請者が協議会から受け取ることができる賠償額の上限は第7-(2)項の対価により申請者から協議会に対し支払われる金員額とする。
- ③ 協議会は申請者において次の各号の事由が生じた場合、催告を要することなく、許諾の全部または一部を取り消すことができる。
  - 1. 遵守事項の各条項に違反したとき
  - 2. 役員・従業員その他の業務に従事する者において、暴力団・暴力団員・準構成員・暴力団関係企業、特殊知能暴力集団等その他これに準じる者、またはこれらと密接な関わりを持つ者であることが判明したとき
  - 3. 自らまたは第三者をして、暴力的な要求行為、法的な責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的な行為、業務妨害行為その他これに準じる行為を行ったとき
  - 4. 法令に違反する行為、公序良俗に反する行為その他信頼関係を違背する行為があったとき
  - 5. 所轄する省庁により事業・許可・営業の取消し、停止その他の処分を受けたとき
  - 6. 営業譲渡、合併、会社分割その他会社組織または事業に重要な変更があったとき
  - 7. 民事再生手続開始、破産手続開始、会社更生手続開始の各申立てまたは各手続開始の決定があったとき
  - 8. 定款で定めた解散事由が生じたとき、解散決議がなされたとき、清算開始となったとき
  - 9. 事業を継続するに著しく困難な事由が生じたとき
- ④ 前項の許諾の取り消しは、協議会の申請者に対する損害賠償を請求する権利を妨げることはない。

(7) 終了後の措置

事由の如何を問わず協議会から申請者への許諾期間が終了した場合、申請者は、NHKチャイム音の録音物を返還または廃棄する。

(8) 権利譲渡等の禁止

申請者はこの契約に基づいて発生する権利または義務を第三者に譲渡したり、再許諾したり、担保に供したりまたは承継させたりすることはできない。

(9) 有効期間

協議会から申請者への許諾の有効期間は、許諾日から許諾日を含む年度の末日(3月31日)までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、協議会または申請者から他方当事者に対して別段の意思表示がない限り、自動的に同一条件をもって1か年更新継続されるものとし、以後も同様とする。

(10) 存続条項

事由の如何を問わず、協議会から申請者への許諾期間が満了した場合、第7-(3)項の免責、および第7-(7)項の終了後の措置の規定は、なおも効力を有するものとする。

(11) 専属的裁判管轄

協議会から申請者への許諾に関する一切の紛争の第一審の専属的合意管轄は東京地方裁判所とする。

(12) 協議事項

協議会から申請者への許諾内容について疑義が生じた場合、または遵守事項に定めのない事項が生じた場合は、協議会および申請者協議のうえ誠意をもって解決するものとする。

8. 申込書送付先

〒100-0054 東京都千代田区神田錦町 3-17 東ネンビル

一般財団法人 気象業務支援センター 緊急地震速報利用者協議会事務局「緊急地震速報報知音」担当宛

【協議会使用欄】 ご申請の内容について、使用を ( ) 許諾します ( ) 許諾しません。

年 月 日

東京都千代田区神田錦町 3-17 東ネンビル

〔許諾番号

〕

一般財団法人 気象業務支援センター

緊急地震速報利用者協議会事務局長

印